

## 弁済抗弁における別口債務存否の主張立証責任

著者	野坂 佳生
雑誌名	金沢法学 = Kanazawa law review
巻	58
号	2
ページ	59-71
発行年	2016-03-01
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/44837">http://hdl.handle.net/2297/44837</a>

# 弁済抗弁における別口債務存否の主張立証責任

——規範的要件論の観点から——

野坂佳生

## はじめに

判例<sup>1)</sup>によれば、弁済による債務消滅効果が生じるための実体要件については、債務者が債務の本旨に従った給付をしたこと（以下、「本旨給付」という。）に加えて、給付が当該債務の履行としてなされたこと（以下、「給付と債務の結びつき」という。）が必要とされている（以下、「昭和30年判決」という。）。もっとも、訴訟実務上は、通常は「給付と債務の結びつき」要件についての事実主張は「本件債務の履行として」あるいは「本件債務につき」といった程度の概括的主張で足りるとされており<sup>2)</sup>、当初から具体的事実の立証を求められるわけではない<sup>3)</sup>。

しかしながら、弁済充当との関係で別口債務の存否が争点となった場合における別口債務存否の主張立証責任の所在については、そもそも別口債権存否が主要立証責任の所在を論ずべき独立した主要事実＝要件事実<sup>4)</sup>と言えるか否かも含めて見解の対立がある。

昭和30年判決を前提とすれば、被告（債務者）が「給付と債務の結びつ

- 1) 最二判昭和30年7月15日（民集9巻9号1058頁）
- 2) 司法研修所編『改訂・紛争類型別の要件事実』（法曹会・2006）p.9, 同『10訂 民事判決起案の手引き』（法曹会・2006）p.23.
- 3) 小野淳彦「貸金返還訴訟における被告の抗弁と立証活動」, 坂本慶一ほか編『民事弁護と裁判実務4 金融・担保・保証』（ぎょうせい・1996）p.119.
- 4) 実務上は、法律要件要素に該当する個別具体的事実（すなわち主要事実）を意味するものとして「要件事実」の語が用いられており（司法研修所編『増補・民事訴訟における要件事実第一巻』（法曹会・1986）p.3）、本稿でも、この意味で「要件事実」の語を用いる。

き」要件に該当する具体的事実として、(ア) 別口債務の不存在、もしくは、(イ) 別口債務があるときは給付が「別口債務ではなく当該債務の履行としてなされたこと」を示す具体的事実（民法第 488 条 1 項、2 項あるいは第 489 条各号のいずれかに該当する事実）を主張立証すべきようにも思われるが、一方には、原告（債権者）が弁済抗弁に対する再抗弁事実として別口債権の発生原因事実を主張立証すべきことを判示しているように見える最高裁判決<sup>5)</sup>があり（以下、「昭和 35 年判決」という。）、他方には、当事者の主張なくして別口債権の存在を認定した原審判決を維持した（別口債権存在が主要事実ではないことを判示しているように見える）最高裁判決<sup>6)</sup>がある（以下、「昭和 46 年判決」という。）。とりわけ昭和 35 年判決については、これを別口債権存在が再抗弁事実であることを判示したものと理解するのであれば「最判昭和 30 年七月一五日とは明らかに異なる立場に立つものと解するほかはない。」との見解<sup>7)</sup>もあり、これらの判決を統合的に理解することの困難さが別口債務存否の立証責任に関する見解の対立の背景に存在する。

この点、弁済抗弁における本旨給付要件と「給付と債務の結びつき」要件の関係を規範的要件論の観点から検討することが判例の統合的な理解のために有益と考えるが、現在のところ、このような観点から別口債権存否の主張立証責任を検討する議論は見あたらない。そこで、本稿では、以下、(1) 弁済抗弁における別口債権存否の主張立証責任についての議論の状況を整理し、(2) 本旨給付と「給付と債務の結びつき」要件の関係を規範的要件論の観点から検討し、(3) この観点から、昭和 30 年判決、昭和 35 年判決及び昭和 46 年判決の統合的理解を試みたくて、別口債権存在は弁済抗弁に対する反対間接事実すぎず、したがって別口債権の存否については主張立証責任の所在が問題にならないことを明らかにする。

5) 最二判昭和 35 年 10 月 14 日（集民 45 号 271 頁）

6) 最三判昭和 46 年 6 月 29 日（集民 103 号 319 頁）

7) 小野・前掲書 p.121.

## 1. 判例及び学説（実務家の見解を含む）の状況

### (1) 判例

#### ① 昭和30年判決

抵当権設定登記抹消登記手続請求事件において、被担保債権である消費貸借金の連帯保証人らによる弁済の有無が争われたところ、原判決<sup>8)</sup>は、連帯保証人らによる債権者への金員交付の事実を認定したうえで、「右はいずれも本件消費貸借債務の弁済として交付したものではなかったと認めることができる。」と判示して弁済抗弁を排斥した。これに対して、原判決が金員交付の法的性質を認定していない点に理由不備の違法があるとの理由で上告がなされたが、本判決は、「弁済の抗弁については弁済の事実を主張する者に立証の責任があり、その責任は、一定の給付がなされたこと及びその給付が当該債務の履行としてなされたことを立証して初めてつくされたというべきである」から、「当該債務の履行として給付がなされたことの立証がないときは弁済抗弁を排斥することができ」るものと判示した。

本判決は、給付が「弁済として」なされたか否かが争われた事案におけるものであって<sup>9)</sup>、給付が「当該債務の」弁済としてなされたか否かが争われた場合における「給付と債務の結びつき」要件の立証責任について直接的な規範を提供するものではない。しかし、後述するとおり、「その給付が当該債務の履行としてなされたこと」には「別口債務の不存在」も含まれるとの判決理解がある。

#### ② 昭和35年判決

約束手形金請求事件において、「債権者たる被上告人会社において、債務者たる右上告人が、被上告会社に対し本件手形金債務の外に、これと同

8) 東高判昭和27年10月10日（民集9巻9号1067頁）

9) 上告理由から推測できる限りにおいては、弁済者である連帯保証人らは、事実審において、本件給付の性質を「債権者に対する貸付金等」と証言した模様である。

種の目的を有する本件公正証書による債務を負担することを主張し、立証したときは、上告人らは、具体的に弁済充当の関係を主張し、立証すべき義務を有するものと解すべき」ところ、上告人らは「単に合意による弁済の充当を主張したのみであって、指定または法定の充当を主張しなかった」のであるから、「原審が指定または法定の弁済充当の関係を考慮しなかったことをもって違法とするを得ない。」と判示した。

本判決は、給付が「当該債務の」弁済としてなされたか否かが争点となった事案において、債権者が別口債権の存在（発生原因事実）を「主張立証した場合には」債務者が具体的な弁済充当関係を主張立証すべきことを判示しているが、債権者が別口債権存在の「主張立証責任を負う」と明確に判示しているわけではない。また、弁済充当関係を基礎づける具体的な事実を債務者が主張立証すべきであるとしても、この事実が別口債権存在の抗弁に対する再抗弁事実（もしくは予備的抗弁事実）なのか、「給付と債務の結びつき」要件に該当する抗弁事実の一部にすぎないのかは、判文からは不明瞭である。

### ③ 昭和 46 年判決

拘束手形金請求事件において、弁済者自身の借入金の内入弁済として給付がなされたことを認定して原因債務に対する第三者弁済の主張を排斥した原判決に対し、当事者が主張していない別口債権の存在を認定したことは弁論主義違背であるとの理由で上告がなされたが、「原告が被告の主張する抗弁事実を否認している場合に、事実審裁判所が右（中略）抗弁として主張された事実を証拠上肯認することができない事情として、右事実と両立せず、かつ、相手方に主張立証責任のない事実を認定し、もって右（中略）抗弁の立証なしとして排斥することは、その認定にかかる事実が当事者によって主張されていない場合でも弁論主義に違背するものではない。」と判示して上告を棄却した。

本判決が「右事実と両立せず、かつ、相手方に主張立証責任のない事

実」と判示している「事実」とは、「給付が別口債務の履行としてなされた」という事実全体であり、この主張から別口債権存在という前提事実のみを切り出して主要事実と位置づけることを本判決は否定しているものと解し得る<sup>10)</sup>。別口債権の存在自体は、弁済の抗弁事実と事実のレベルで「両立する」からである。

## (2) 学説及び実務家の見解

### ① 抗弁説

昭和30年判決の「一定の給付がなされた事実が認められても、それが当該債務の履行としてなされた事実の証明されない限り（中略）弁済の抗弁を排斥することができる」との判文を「別口債務がないことも債務者の証明責任とするもののように読める」と理解するならば<sup>11)</sup>、債務者は、（ア）別口債務が存在しないこと、（イ）別口債務が存在するものの、給付が別口債務ではなく係争債務に充当されることを基礎づける具体的事実、このいずれかを主張立証すべきことになる<sup>12)</sup>。もっとも、あらゆる別口債務が存在しないことの証明は「悪魔の証明」になるから<sup>13)</sup>、別口債務不存在の証明は給付が充当されたと債権者が主張する特定の債務についてなされれば足りるとされており<sup>14)</sup>、債権者にも別口債権を特定する責任はある<sup>15)</sup>。

10) 高橋宏志『重点講義・民事訴訟法（上）[第2版補訂版]』（有斐閣・2013）p.438の判決理解も同旨。なお、中野貞一郎ほか編『新民事訴訟法講義[第2版補訂版]』（有斐閣・2006）p370も、「別口債務への弁済との事実」を「弁済を否認する主張の間接事実」と位置づけている。

11) 倉田卓次監修『要件事実の証明責任 債権総論』（西神田編集室・1986）p239（注9）

12) 大島眞一『完全講義 民事訴訟実務の基礎[第2版]上巻』（民事法研究会・2013）pp.92-93

13) 並木茂『要件事実論概説Ⅱ』（信山社・2010）p.275

14) 大島・前掲書 p.92

15) これは、準消費貸借金返還請求訴訟における旧債務存在要件の主張立証責任について被告説に立つ場合（最判昭和43年2月16日・民集22巻2号217頁）でも、原告が旧債務を識別可能な程度に特定する責任を負うこと（司法研修所監修『4訂 民事

② 再抗弁説

昭和 35 年判決の判示によれば、債務者は抗弁事実として本旨給付のみを主張立証すれば足り、これに対して債権者が再抗弁事実として別口債権存在を主張立証したときは具体的な弁済充当原因事実が再々抗弁事実になるものと解されるとする<sup>16)</sup>。有力説とされているが、「別口債権の存在なし成立だけで弁済の効果が発生を障害されあるいは消滅するとすることに疑問がある」との批判がある<sup>17)</sup>。

③ 主張立証責任否定説

昭和 46 年判決は別口債権存在に弁論主義の適用がないことを示しており、別口債権存在に主張立証責任は観念できないが、別口債権存在が証拠上明らかになったときには債務者は具体的な弁済充当原因事実を抗弁事実として主張立証すべきものと解する<sup>18)</sup>。この説によれば、別口債権の存在は、「給付と債務の結びつき」について債務者の立証対象事実を弁済充当原因事実に移行させる契機となるにすぎない。

2. 本旨給付と別口債権存否の関係（規範的要件論の観点から）

(1) 別口債権存否の主張立証責任と規範的要件論の関係

以上のとおり、別口債権存否にかかる主張立証責任の分配以前の問題として、そもそも別口債権の存在が主張立証責任を問題とするべき要件事実＝主

訴訟第一審手続の解説』（法曹会・2001）と同様である。

- 16) 磯村哲編『注釈民法（12）』（有斐閣・1970）p.222 [山下末人]、山木寛「弁済充当の主張立証責任」近藤完爾＝浅沼武編『民事法の諸問題Ⅱ』（判例タイムズ社・1966）pp.87-88。村上博巳『証明責任の研究 [新版]』（有斐閣・1986）p.230 も同旨か。なお、奥田昌道『債権総論』（悠々社・1992）p.490 は、この見解を「判例・通説の見解」とし、倉田監修・前掲書 p.237 も、「研究会では、並木が結論を留保したほかは全員丙説（筆者注。再抗弁説）とはほぼ同旨であった。」とする。
- 17) 並木・前掲書 p.276
- 18) 司法研修所編『紛争類型別の要件事実』（法曹会・1999）p.8（ただし、改訂版（2006・脚注 2）では当該記述が削除された。）、船越隆司『実定法秩序と証明責任－民法と商法の訴訟法的考察』（尚学社・1996）p.537

要事実か否かについて見解の対立があるが、これは、言い換えれば、別口債権の存在自体により弁済の効果が障害されるか否かという問題である。

この点について、別口債権の存在により、抗弁事実として主張されている弁済が「他の債務の弁済」であった可能性が生じるので、債務弁済の効果が障害されることになるとの見解があるが<sup>19)</sup>、俄に賛同できない。別口債権の存否が不明な段階では、債権者が別口債権の存在を主張立証するまでもなく、抗弁事実として主張されている弁済が別口債務の弁済であった「可能性」自体は存在し、この可能性を消滅させるには、債務者が別口債務の不存在を主張立証しなければならないはずだからである。

しかるに、前述のとおり、実務上は、別口債務の存否が不明な段階においては、債務者が「給付と債務の結びつき」要件について何らかの具体的事実（別口債務の不存在あるいは弁済充当原因事実）の主張立証を求められるわけではない。なぜなら、本旨給付がなされたこと自体によって、「その債務の弁済としてなされたものとみる客観的事情があると判断して妨げがない」からである<sup>20)</sup>。問題は、この「客観的事情があると判断して妨げがない」ことの訴訟法的な意味合いにある。

この点、「給付と債務の結びつき」要件が事実的要件ではなく評価的要件であるとすれば、本旨給付が原則として「給付と債務の結びつき」要件該当性を基礎づける理由は、前者が後者の評価根拠事実だからということになる。また、このように解するとき、別口債権の存在は「給付と債務の結びつき」という評価的要件における評価障害事実という位置づけになり、したがって、現在の通説となっている主要事実説<sup>21)</sup>によれば、弁済抗弁に対する再抗弁事実になる<sup>22)</sup>。これに対して、「給付と債務の結びつき」要件を事実的要件と解する場合には、本旨給付が原則として「給付と債務の結びつき」要

19) 大江忠『要件事実ノート』（商事法務・2007）p.39

20) 我妻榮『新訂債権総論（民法講義IV）』（岩波書店・1964）p.214

21) 司法研修所編・前掲書（脚注4）pp.30-33

22) 同書 pp.34-37



件該当性を基礎づける理由は、前者が後者の間接事実だからということになる<sup>23)</sup>。そして、このように解する場合には、別口債権の存在は本旨給付から「給付と債務の結びつき」への推認を妨げる反対間接事実すぎないこととなり、別口債権の存否について主張立証責任を觀念することはできない。そうすると、「給付と債務の結びつき」要件が事実的要件か評価的要件かを検討しておくことが議論の整理のために有益である。

## (2) 評価的要件と概括的要件

本来、規範的要件論は、事実（行為、内心の状態、事件）の類型を規定する要件（事実的要件）ではなく、「正当事由」、「過失」、「背信性」のように規範的な評価の類型を規定している要件（規範的要件）について、そのような規範的評価の根拠となる事実（評価根拠事実）あるいは規範的評価を障害する事実（評価障害事実）を主要事実として位置づけるか間接事実・反対間接事実として位置づけるかという議論であったが、取得時効の障害要件である「他主占有事情」<sup>24)</sup>、不特定物売買における瑕疵担保責任発生要件である「履行認容事情」<sup>25)</sup>のように、事実の類型を規定する要件であっても積極・消極両方向の諸般の事情を総合的に考慮しなければ要件該当性判断ができない要件があり、実務上、この種の要件は評価的要件と呼ばれる<sup>26)</sup>。手付解除権の消滅要件である「履行の着手」も、平成5年最高裁判決<sup>27)</sup>以降は評価的要件である。

また、事実類型を定める要件のうち、「占有」のように、当初は「占有している」といった概括的主張をすれば足り、この主張を相手方が否認したと

23) 小野・前掲書が「事実認定の法則が機能しているために」と述べるのは (p.119)、本旨給付を「給付と債務の結びつき」に対する間接事実とみていることを示している。ここに述べられている「事実認定の法則」とは、明らかに経験則のことだからである。

24) 最判昭和58年3月24日（民集37巻2号131頁）

25) 最判昭36年12月15日（民集12巻9号1492頁）

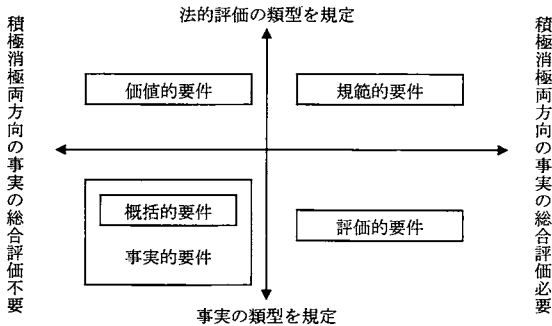
26) 伊藤滋夫編著『要件事実講義』（商事法務・2008）p.100

27) 最判平成5年3月16日（民集47巻4号3005頁）

きには具体的な占有態様を主張しなければならないとされている要件がある<sup>28)</sup>。この場合、争いがあれば占有という評価を基礎づける具体的事実が主張立証の対象となるが、争いがなければ占有という概括的事実について自白の成立が認められる以上、この種の要件は評価的要件ではない<sup>29)</sup>。このような要件を、仮に概括的要件と呼ぶことにする。

なお、ここで論じている問題とは直接に関係しないが、民法第570条の「隠れた瑕疵」のように、法的評価を規定する要件ではあっても（したがって、具体的な評価根拠事実が主要事実として扱われるとしても）、積極・消極両方向の諸般の事情を総合的に考慮しなくても積極方向の特定の事実のみにより要件該当性判断ができる要件があり、この種の要件を価値的概念あるいは価値的要件と呼ぶことがある<sup>30)</sup>。

以上のとおり、現在の実務では、下図のように要件を分類している。



28) 司法研修所編・前掲『改訂・紛争類型別の要件事実』p.51

29) 評価的要件においては、評価の対象である「履行として認容」といった要件該当性を相手方が認めたとしても、法的意見の陳述として扱われ、評価自体についての自白は成立しない。

30) 伊藤滋夫『要件事実の基礎』(有斐閣・2000) p.115 (ただし、新版(2015) p.300では、評価根拠事実のみがあっても評価障害事実がないという評価的要件もあると考えれば足りるとする。)。なお、「隠れた瑕疵」を事実的要件と解する見解もある(大島・前掲書 p.209など)。

(3) 「給付と債務の結びつき」要件の検討

給付が債務と「結びついて」いること、言い換えれば「債務の履行として」なされたことを示す事実は、弁済の性質について法律行為説に立つ場合には、給付を債務の弁済として行う旨の債務者の意思表示であって、これが行為類型を規定する事実的要件であることは明らかである。しかし、弁済の性質について準法律行為説に立つ場合<sup>31)</sup>には、給付が係争債務に向けられたものであるか否かは「結局、債務者の意思表示をも一要素として諸般の客観的事情によって決すべき」ことになるため<sup>32)</sup>、これを評価的要件と解する余地がないわけではない。

しかし、評価的要件であるならば、債務者は当初から「債務の履行として」との評価を基礎づける具体的な事実を主張すべきことになるほか、「債務の履行として」との主張を相手方が認めても法的意見の陳述にすぎず自白は成立しない。ところが、(繰り返しになるが)実務は「債務の履行として」との概括的な主張を許容しており、これを債権者が争わなければ当該概括的事実について自白の成立を認めている。したがって、現在の実務が「給付と債務の結びつき」要件を評価的要件ではなく概括的要件として扱っていることは明らかである。そうであれば、給付が「債務の履行として」なされたか否かを判断するための「諸般の客観的事情」は、全て間接事実すぎないことになる<sup>33)</sup>。

実質的に考えても、このような「諸般の事情」を主要事実(評価根拠事実)として扱う必要があるか間接事実として扱えば足りるかは、相手方にとっての不意打ちの危険の程度、すなわち手続保障(機能的弁論主義)の観点から決せられるべきである。これを弁済抗弁について考えてみると、給付を受領した債権者が「当該給付が係争債務の履行としてなされたものであ

31) 大判大正9年6月2日(民録26輯839頁)、我妻・前掲書p.214

32) 我妻・前掲書p.215

33) 小野・前掲書pp.118-119

る」との抗弁を提出された場合、防御対象は、(ア) 弁済以外の原因に基づく給付ではないこと、(イ) 別口債務の履行としての給付ではないこと、の2類型に限定されるから、「給付と債務の結びつき」要件該当性の判断根拠となる「諸般の事情」に弁論主義第一テーゼの制約をかけなければならないほど防御範囲が不明確になるとも考えにくい。

そうすると、「給付と債務の結びつき」要件を概括的要件として扱う現在の実務運用は、妥当なものと考えられる。

#### (4) 本旨給付と「給付と債務の結びつき」の関係

以上の理解を前提に、本旨給付と「給付が係争債務の履行としてなされたこと」の関係、すなわち、「金銭を給付すべき債務者がその債権者に金銭を交付するときは、これによって特定の債務を弁済しようとする積極的な意思を表示しなくとも、(中略) その債務の弁済としてなされたものとみる客観的事情があると判断して妨げがない<sup>34)</sup>」ことの訴訟法的な性質理解について再確認する。

まず、「給付と債権の結びつき」を評価的要件と解する場合は、本旨給付が「給付と債権の結びつき」の評価根拠事実であるとの理解になる<sup>35)</sup>。また、この場合は、別口債権の存在(発生原因事実)は、「給付が係争債務に

34) 我妻・前掲書 p.214

35) このようなことは規範的要件・評価的要件においては珍しいことではなく、例えば、不当利得返還請求訴訟においては「法律上の原因なし」という規範的要件の立証責任が返還請求者にあるとされているものの(最判昭和59年12月21日・集民143号503頁)、侵害不当利得類型では、利得、損失及び因果関係を基礎づける侵害行為自体が「法律上の原因なし」という規範的要件の評価根拠事実になるし、所有権侵害不法行為においても、他人の所有物を占有するという加害行為自体が違法性及び過失の評価根拠事実になる(徳岡由美子「不動産明渡請求」伊藤滋夫総括編集『民事要件事実講座4・民法Ⅱ』(青林書院・2007) p.89)。その結果、侵害不当利得返還請求訴訟においては、「法律上の原因なし」の評価障害事実として「利得の法律上の原因」を被告側が主張立証すべきことになり(大島・前掲書 p.510)、所有権侵害不法行為訴訟においては、「違法性」の評価障害事実(違法阻却事由)として被告(占有者や登記名義人)が占有権原ないし登記保持権原の主張立証責任を負うことになる。

向けられていない可能性を示す」事実として「給付と債権の結びつき」の評価障害事実（弁済抗弁に対しては再抗弁事実）になる。そして、このように解する以外には、別口債権存在を弁済抗弁に対する再抗弁事実と位置づけることは困難である。なぜなら、別口債権存在は「給付が係争債務に向けられている」との（本旨給付から生ずる）法的な評価を障害するだけであって、「給付が別口債務に向けられている」可能性を新たに生じさせる事実ではないからである。

以上に対して、「給付と債権の結びつき」を概括的要件と解するときは、本旨給付は「給付と債権の結びつき」の間接事実であり、別口債権存在（発生原因事実）は本旨給付から係争債務履行への推認を妨げる反対間接事実として位置づけられる。弁済抗弁自体に対する別口債権存在の位置づけは、「弁済を否認する主張の間接事実」である<sup>36)</sup>。

### 3. 判決理解及び結論

以上の理解によれば、昭和46年判決が別口債権の存在について弁論主義を適用しなかったのは、本旨給付から「給付と係争債務との結びつき」への推認を妨げる反対間接事実として別口債権存在を位置づけているからだと解し得る。そうであれば、昭和35年判決が「これと同種の目的を有する本件公正証書による債務を負担することを主張し、立証したときは」と判示していることについても、「反対間接事実として主張、立証したときは」と理解すべきであって、別口債権の存在を弁済抗弁に対する再抗弁事実として位置づけたものと理解することは適切でない<sup>37)</sup>。昭和30年判決は、「給付と係争債務の結びつき」が（評価的要件ではなく概括的要件として）弁済抗弁の要件事実になることを判示したものと理解すれば足りる。

---

36) 脚注10) 参照。

37) 岡口基一『要件事実マニュアル1 総論・民法I [第4版]』（ぎょうせい・2013）p.592も、このように昭和35年判決を理解することは可能である旨を述べる。

また、このように最高裁判決を整合的に理解するならば、別口債権存在は反対間接事実すぎず、当該事実について弁論主義は適用されないし、主張立証責任の所在も問題にならない。弁済抗弁の要件事実として本旨給付が主張され、また「係争債務の履行として」との概括的主張がなされたときに、本旨給付から「給付と係争債務との結びつき」への事実上の推定を妨げるために、債権者が（事実上）別口債権の存在（あるいは弁済以外の給付原因の存在）を主張立証する必要が生じたとしても、それらの事実について債権者が客観的主張立証責任を負っているわけではないと解するのが適切である。

### おわりに

以上のとおり、規範的要件論の観点から「本旨履行」要件と「給付と係争債務の結びつき」要件の訴訟法的な関係を分析することによって、相互に矛盾するかのようにも見える昭和30年判決、昭和35年判決及び昭和46年判決を整合的に説明し、かつ、有力とされる再抗弁説ではなく、反対間接事実説が（少なくとも判例理解としては）妥当であることを明らかにし得たと考える。

一般論としては、たしかに、別口債務の不存在を債務者に立証させることは、立証責任の公平分配の観点から望ましくない。再抗弁説の背後には、このような実質的価値判断があると考えられる。しかし、「給付と係争債務の結びつき」要件に関しては、別口債務の存否が不明になったからと言って、直ちに本旨給付と係争債務の結びつきが否定されるわけではないであろう。これは、「給付と係争債務の結びつき」の事実認定において本旨給付という間接事実が有する推認力の強さの問題であり、別口債権の存在について裁判所が心証を形成できなければ、本旨給付が係争債務に向けられていることについての事実上の推定は容易には揺らがぬものと考えられる。そうすると、反対間接事実説が訴訟実践のうえで過大な立証負担を債務者側に課すことにはならないであろう。